

暮らしお知らせ

☆は、行政情報端末機の番号です

お知らせ

つくつてみませんか
マイナンバーカード

マイナポイントの受け取りができるマイナンバーカードの申請期間が、12月末まで延長になりました。

郵送で申請する場合は貼付する顔写真が必要です。事前にご用意ください。

取りができるマイナンバーカードの申請期間が、12月末まで延長になりました。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、この期間に取得してはいかがでしょうか。

マイナンバーカードの取得方法についてお知らせいたします。

○交付申請書を準備する
交付申請書は通知カードや個人番号通知書と一緒に発送されています。お手元にない方は、本人確認書類を持参のうえ、役場で交付申請書をお求めください（無料）。

○申請する
交付申請書が準備できま

ましたら、郵送・スマートフォン・パソコンのいずれかの方法で申請します。
「本人の来庁が困難であること」を証する書類が必要です（医師の診断書、本人の障害者手帳等）。

コンで申請する場合も、申請者専用ウェブサイトでの登録時に顔写真データが必要になりますので、事前に撮影しておくことをお薦めします。

「マイナポータル」の紹介

「マイナポータル」とは子育てや介護等、行政手続きのオンライン窓口です。

マイナポータル（ウェブサイト）を通じて、子育てや介護等の行政手続きの検索、オンラインでの申請など、自宅などから行政手続きがご利用いただけます。

行政機関等が保有することや、行政機関等から窓口を開設します。

マイナンバーカードの夜間臨時窓口を開設します。

一部の機能のご利用にはマイナンバーカードが必要です。また、様々なサービスを提供する民間企業と、社会保険や税等の手続きのためシステム間での連携（API連携）も可能です。

マイナポータル（ウェブサイト）を通じて、子育てや介護等の行政手続きの検索、オンラインでの申請など、自宅などから行政手続きがご利用いただけます。

左記の日程で、マイナンバーカードの夜間臨時窓口を開設します。



■お問い合わせ
税務住民課

住民生活グループ
☎ 4-12511

内線 116・117
★4-1251103

申請や受け取り等、日中に都合がつかずご来庁できない方は、この機会にぜひご利用ください（※）。

※前日までの電話予約が必要です。